

平成30年葉山町議会第4回定例会提出議案

- | | | | |
|----|----|--|----------------------------|
| 議案 | 32 | 平成30年度葉山町一般会計補正予算（第3号） | } 別紙
「補正予算案の概略」
のとおり |
| | 33 | 平成30年度葉山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） | |
| | 34 | 平成30年度葉山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） | |
| | 35 | 平成30年度葉山町介護保険特別会計補正予算（第2号） | |
| | 36 | 平成30年度葉山町下水道事業会計補正予算（第2号） | |
| | 37 | 葉山町税条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり | |
| | 38 | 葉山町営住宅条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり | |
| 報告 | 7 | 専決処分の報告について
葉山町堀内において発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定める専決処分について報告するもの | |
| | 8 | 専決処分の報告について
葉山町一色において発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定める専決処分について報告するもの | |
| | 9 | 専決処分の報告について
葉山町上山口において発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定める専決処分について報告するもの | |

平成 30 年度 12 月補正予算案の概略

(単位: 千円)

会 計 名		補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額
一 般 会 計		10,110,551	27,911	10,138,462
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	3,890,384	2,365	3,892,749
	後 期 高 齢 者 医 療	1,036,765	946	1,037,711
	介 護 保 険	3,061,188	552	3,061,740
	小 計	7,988,337	3,863	7,992,200
下水道事業会計		2,400,620	822	2,401,442
合 計		20,499,508	32,596	20,532,104

1 一般会計

(1) 歳入

- 県支出金
 - ・ 風しん予防接種事業費補助金 120 千円
 - ・ 県知事選挙・県議会議員選挙委託金 13,207 千円
- 寄附金
 - ・ ふるさと納税（寄附金）の更正増 7,000 千円
- 繰入金
 - ・ 後期高齢者医療特別会計繰入金 918 千円
- 諸収入
 - ・ 市町村振興協会派遣職員助成金 5,646 千円
 - ・ 草津町応援特別企画「姉妹都市草津温泉バスツアー」自己負担金 1,020 千円

(2) 歳出

- 職員給与費等（3 特別会計分を含む） △68,045 千円
 - 給料、職員手当等の変動に伴う更正減
- ふるさと納税業務関連経費の更正増 3,542 千円
- 基金積立金
 - ・ 公共公益施設整備基金積立金 65,000 千円
- 後期高齢者医療制度システム改修経費 918 千円
- 草津町応援特別企画「姉妹都市草津温泉バスツアー」開催 1,707 千円

経費

➤ アルバイト員賃金の更正増	2,690 千円
➤ 県知事・県議会議員選挙関連経費（平成 30 年度執行分）	13,207 千円
➤ 町議会議員選挙関連経費（平成 30 年度執行分）	4,598 千円
➤ 在宅高齢者住宅改修費助成件数が当初見込みを上回ることに伴う更正増	198 千円
➤ 風しん等予防接種費用助成件数が見込みを上回ることに伴う更正増	360 千円
➤ 住宅リフォーム資金補助金の交付件数が当初見込みを上回ることに伴う更正増	900 千円
➤ 町営住宅の修繕工事 ・町営滝の坂住宅の入居者が退去したことに伴う修繕工事	427 千円
➤ 幼稚園就園奨励費補助金の交付件数が当初見込みを上回ることに伴う更正増	2,129 千円
➤ 予備費（歳入歳出額の調整）	280 千円

2 国民健康保険特別会計

(1) 歳入

➤ 保険給付費等交付金（県支出金）	270 千円
➤ 一般会計繰入金（職員給与費等繰入金）	2,095 千円

(2) 歳出

➤ 職員給与費の更正増	2,095 千円
➤ システム改修に伴う国民健康保険団体連合会負担金の更正増	270 千円

3 後期高齢者医療特別会計

(1) 歳入

- 一般会計繰入金（職員給与費等繰入金） 28 千円
- 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金（国庫支出金） 918 千円

(2) 歳出

- 職員給与費の更正増 28 千円
- 後期高齢者医療制度改正に伴うシステム改修経費相当額を一般会計に繰り出す。 918 千円

4 介護保険特別会計

(1) 歳入

- 一般会計繰入金（職員給与費等繰入金） 552 千円

(2) 歳出

- 職員給与費の更正増 552 千円
- 高額医療合算介護・予防サービス利用件数が当初見込みを上回ることに伴う更正増 1,000 千円
- 介護予防・生活支援サービス利用件数が当初見込みを上回ることに伴う更正増 11,812 千円
- 予備費(歳入歳出額の調整) △12,812 千円

5 下水道事業会計

- 職員給与費の更正増 822 千円

一般会計補正予算の内訳

○ 歳入

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
町 税	5,649,637	55.9		5,649,637	55.7
地 方 譲 与 税	61,000	0.6		61,000	0.6
利 子 割 交 付 金	8,000	0.1		8,000	0.1
配 当 割 交 付 金	35,000	0.3		35,000	0.3
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	30,000	0.3		30,000	0.3
地 方 消 費 税 交 付 金	470,000	4.6		470,000	4.6
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	15,000	0.1		15,000	0.1
自 動 車 取 得 税 交 付 金	24,000	0.2		24,000	0.2
地 方 特 例 交 付 金	26,134	0.3		26,134	0.3
地 方 交 付 税	533,402	5.3		533,402	5.3
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,000	0.0		4,000	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	102,864	1.0		102,864	1.0
使 用 料 及 び 手 数 料	171,573	1.7		171,573	1.7
国 庫 支 出 金	841,295	8.3		841,295	8.3
県 支 出 金	573,424	5.7	13,327	586,751	5.8
財 産 収 入	5,232	0.1		5,232	0.1
寄 附 金	9,000	0.1	7,000	16,000	0.2
繰 入 金	421,972	4.2	918	422,890	4.2
繰 越 金	550,971	5.4		550,971	5.4
諸 収 入	78,047	0.8	6,666	84,713	0.8
町 債	500,000	4.9		500,000	4.9
合 計	10,110,551	100.0	27,911	10,138,462	100.0

○ 歳出（目的別）

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
議 会 費	171,602	1.7	△ 228	171,374	1.7
総 務 費	1,521,377	15.0	65,874	1,587,251	15.7
民 生 費	3,450,888	34.1	△ 6,210	3,444,678	34.0
衛 生 費	1,202,334	11.9	△ 1,243	1,201,091	11.8
農 林 水 産 業 費	36,164	0.4	97	36,261	0.4
商 工 費	83,643	0.8	598	84,241	0.8
土 木 費	1,247,392	12.3	△ 6,113	1,241,279	12.2
消 防 費	822,787	8.1	△ 19,714	803,073	7.9
教 育 費	941,471	9.3	△ 5,430	936,041	9.2
災 害 復 旧 費	800	0.0		800	0.0
公 債 費	512,094	5.1		512,094	5.1
予 備 費	119,999	1.2	280	120,279	1.2
合 計	10,110,551	100.0	27,911	10,138,462	100.0

条例の概要

題 名

葉山町税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 控除対象配偶者の定義の変更により、従来の「控除対象配偶者」に該当するものは「同一生計配偶者」と名称が改められたことに伴い、個人均等割の当該用語を改めることとした。
- (2) 法人税割の税率を 100 分の 6 とすることとした。
- (3) 軽自動車税における環境性能割の導入に伴い、環境性能割の税率等の規定の整備を行うとともに、従来の課税分を種別割と称することとした。
- (4) 環境性能割の賦課徴収は、当分の間、神奈川県が自動車税の環境性能割の例により行うこととした。
- (5) 神奈川県知事が自動車税の環境性能割の課税免除又は減免を行う自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車について、当分の間、環境性能割の課税免除又は減免を行うこととした。
- (6) 環境性能割の税率について、当分の間、税率の特例を適用することとした。
- (7) 固定資産税の課税標準に係る特例（わがまち特例）について、地方税法の規定の細分化に伴い、所要の改正を行うこととした。

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。ただし、(7) は公布の日から、(1) は平成 31 年 1 月 1 日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

条例の概要

題 名

葉山町営住宅条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

町営住宅の入居者に係る収入の認定等について所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 町営住宅の入居者に収入の申告を行うことができない等の事情がある場合の収入の認定について定めることとした。
- (2) 現に使用している町営住宅の立入検査に係る入居者の承諾について、緊急時に立ち入る必要がある場合の例外規定を設けることとした。
- (3) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行することとした。